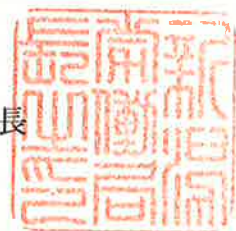




新労発基 0621 第4号
令和元年6月21日

建設業労働災害防止協会
新潟県支部長 殿

新潟労働局長



山形県沖の地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止対策につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、6月18日発生 of 山形県沖の地震により村上市山北地区を中心として道路、建物等への被害が発生しています。

地震後の応急措置に続いて今後の復旧工事において家屋の屋根等高所からの墜落・転落災害、重機による労働災害及び熱中症等の発生が懸念されるところです。

つきましては、工事現場における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記事項に留意し、墜落・転落災害、重機による災害、熱中症等の防止対策に万全を期すよう傘下会員事業場に対し徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 墜落・転落災害防止対策

- (1) 高所作業では、足場を組み立てる等により墜落防止措置のある安全な作業床を設けること。なお、作業の性質上作業床を設けることが困難な場合は、安全ネットの設置、親綱を設ける等により安全帯を確実に使用させること。
- (2) 安全な通路、昇降設備を設置し、墜落・転落危険箇所には手すりを設け

ること。

- (3) 作業指揮者、作業主任者等に作業床、安全ネット等仮設部材を点検させ、安全帯、保護帽等の使用状況も監視させること。
- (4) 木造家屋等低層住宅の屋根の改修工事等で作業床を設けることが困難な場合には、安全帯等の取付設備を設置した上で、安全帯を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」※を参考にすること。

※

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>

2 重機災害防止対策

- (1) 当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) 作業に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。
- (3) 特に、不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うことなる場合は、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- (5) 荷を吊る作業については、作業場所の状況やつり荷の重量等に応じた移動式クレーン（クレーン機能付きドラグショベルを含む）を使用し、作業計画の作成、アウトリガーの最大張り出し、定格荷重を超えての使用の禁止、適正な玉掛用具の使用、関係者以外の作業半径内への立入禁止及びクレーン機能付きドラグショベルのクレーンモード切替を徹底すること。

3 熱中症の予防対策

今後、盛夏を迎えることから、暑さ指数（WGBT値）熱中症予防対策に特に注意を払い、労働者に対して水分及び塩分の適時摂取を呼びかけ、休憩場所や休憩時間の確保を図ること。併せて、状況によっては作業計画の変更等を行うこと。

4 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震等の影響により地山に緩みが生じている可能性があることにも留意の上、降雨時等においては特に「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に則り、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。
- (2) 上記（1）の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。なお、必要により上記（1）のガイドラインに則って「異常時対応シート」等によって発注者への報告を行い、今後の作業について協議を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
なお、必要により上記（1）のガイドラインに則って変状を確認した場合は「異常時対応シート」等によって発注者への報告を行い今後の作業について協議を行うこと。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記（1）から（4）に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

5 降雨時等の作業中止、緊急避難体制の確立

- (1) 地震で地盤が緩んでいることが考えられることから、降雨時の作業中止基準を明確し、その基準を労働者に周知すると共に、危険が予想される場合は作業を中止すること。
- (2) 工事に伴う作業中に急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を

確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。併せて、避難訓練も適宜実施すること。

6 その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。